

## 第83期末(平成24年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	191,691	預 金	3,825,828
コールローン及び買入手形	80,418	譲渡性預金	37,120
買入金銭債権	29,780	債 券	5,343,940
特定取引資産	29,275	特定取引負債	22,579
有価証券	2,300,239	借 用 金	1,919,121
貸出金	9,609,436	外国為替	43
外国為替	12,440	その他負債	201,390
その他資産	114,097	賞与引当金	4,448
有形固定資産	42,092	退職給付引当金	19,278
建物	15,190	役員退職慰労引当金	105
土地	24,565	睡眠債券払戻損失引当金	3,760
リース資産	1	環境対策引当金	250
建設仮勘定	0	その他の引当金	61
その他の有形固定資産	2,334	繰延税金負債	57
無形固定資産	9,178	負ののれん	228
ソフトウェア	6,579	支払承諾	75,524
その他の無形固定資産	2,598	<b>負債の部合計</b>	<b>11,453,739</b>
繰延税金資産	53,744	(純資産の部)	
支払承諾見返	75,524	資 本 金	218,653
貸倒引当金	△224,402	危機対応準備金	150,000
		特別準備金	400,811
		資本剰余金	0
		利益剰余金	88,227
		自己株式	△983
		<b>株主資本合計</b>	<b>856,708</b>
		<small>その他有価証券評価差額金</small>	9,261
		<small>繰延ヘッジ損益</small>	11
		<small>その他の包括利益累計額合計</small>	9,273
		<small>少数株主持分</small>	3,796
		<b>純資産の部合計</b>	<b>869,778</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>12,323,517</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>12,323,517</b>

第83期

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

連結損益計算書

(単位：百万円)

科	目	金	額
経	常		231,135
	収		
	益		
資	金	182,347	
	運		
	用		
	収		
	益		
	貸	165,331	
	出		
	金		
	利		
	息		
	有	12,951	
	価		
	証		
	券		
	利		
	息		
	配		
	当		
	金		
	コ	295	
	ール		
	ローン		
	利息		
	及		
	び		
	買	104	
	入		
	手		
	形		
	利		
	息		
	買	235	
	現		
	先		
	利		
	息		
	預	3,429	
	け		
	金		
	利		
	息		
	そ		
	の		
	他		
	の		
	受		
	入		
	利		
	息		
役	務	9,988	
特	取		
所	引		
の	等		
他	収		
業	益		
務	収	5,152	
取	益		
引	益		
収	益	29,319	
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		
引	益		
等	益		
収	益		
益	益		
の	益		
他	益		
業	益		
務	益		
取	益		

第83期 [ 平成23年4月 1日から  
平成24年3月31日まで ] 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>株 主 資 本</b>	
<b>資 本 金</b>	
当 期 首 残 高	218,653
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	218,653
<b>危 機 対 応 準 備 金</b>	
当 期 首 残 高	150,000
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	150,000
<b>特 別 準 備 金</b>	
当 期 首 残 高	400,811
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	400,811
<b>資 本 剰 余 金</b>	
当 期 首 残 高	0
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	0
当 期 末 残 高	0
<b>利 益 剰 余 金</b>	
当 期 首 残 高	82,029
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△4,498
当 期 純 利 益	10,696
当 期 変 動 額 合 計	6,198
当 期 末 残 高	88,227
<b>自 己 株 式</b>	
当 期 首 残 高	△970
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 取 得	△13
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	△13
当 期 末 残 高	△983
<b>株 主 資 本 合 計</b>	
当 期 首 残 高	850,523
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△4,498
当 期 純 利 益	10,696
自 己 株 式 の 取 得	△13
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	6,185
当 期 末 残 高	856,708

科 目	金 額
<b>その他の包括利益累計額</b>	
<b>その他有価証券評価差額金</b>	
当期首残高	6,108
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,152
当期変動額合計	3,152
当期末残高	9,261
<b>繰延ヘッジ損益</b>	
当期首残高	98
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△86
当期変動額合計	△86
当期末残高	11
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	
当期首残高	6,207
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,065
当期変動額合計	3,065
当期末残高	9,273
<b>少数株主持分</b>	
当期首残高	3,796
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	—
当期末残高	3,796
<b>純資産合計</b>	
当期首残高	860,527
当期変動額	
剰余金の配当	△4,498
当期純利益	10,696
自己株式の取得	△13
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,065
当期変動額合計	9,251
当期末残高	869,778

## 連結注記表

### I 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項、株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項及び同条第3項に基づいております。

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

八重洲商工株式会社  
株式会社商工中金情報システム  
商工サービス株式会社  
八重洲興産株式会社  
株式会社商工中金経済研究所  
商工中金リース株式会社  
商中カード株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合  
商中第2号投資事業組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合  
商中第2号投資事業組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

4. のれんの償却に関する事項

のれん及び平成 22 年 3 月 31 日以前に発生した負ののれんは、5 年間の定額法により償却しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## II 会計処理基準に関する事項

### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

### 4. 減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

## 5. 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

## 6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

## 7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数  
(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理

## 8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 9. 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 10. 環境対策引当金の計上基準

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

## 11. その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金及び将来のキャッシング利息返還損失見込額を一括計上した利息返還損失引当金であります。

## 12. 外貨建資産・負債の換算基準

当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

## 13. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

### (2) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

## 14. 消費税等の会計処理

当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 追加情報

### （会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当連結会計年度の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

#### (特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

#### (危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く)317百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は100,595百万円、延滞債権額は244,573百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は639百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権に該当する金額はありません。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は345,808百万円であります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、316,609百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

有価証券	433,224百万円
その他資産	328百万円

#### 担保資産に対応する債務

預金	1,354百万円
借入金	109,100百万円
その他負債	181百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券172,898百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金・敷金等は、2,422百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、893,462百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが866,864百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与え

るものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 75,642百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 18,241百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は169,206百万円であります。
13. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△118,218百万円
年金資産（時価）	84,737
<hr/>	
未積立退職給付債務	△33,480
未認識数理計算上の差異	25,551
<hr/>	
連結貸借対照表計上額の純額	△7,929
前払年金費用	11,349
退職給付引当金	△19,278

**（連結損益計算書関係）**

「その他の経常費用」には、貸出金償却724百万円及び株式等償却339百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	9,629	93	1	9,721	(注)
合計	9,629	93	1	9,721	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016百万円	1.0円(注)	平成23年3月31日	平成23年6月24日
	普通株式 (政府以外分)	3,482百万円	3.0円		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016百万円	利益 剰余金	1.0円 (注1)	平成24年 3月31日	平成24年6月22日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	3,482百万円		3.0円		

- (注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは融資事業及びデリバティブ取引の提供等の金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、預金の受入れ、債券の発行等による資金調達を行っております。このように、保有する資産・負債は、金利・有価証券の価格・為替相場等様々な市場のリスクファクターの変動により、その価値が変動し損失を被るリスクを有しております。こうしたリスクを適正に管理しつつ、安定した収益を確保する観点から、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループにおける資産は、主として国内の取引先に対する事業性の貸出金であり、取引先の財務状況の悪化等により損失を被るリスク（信用リスク）があります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、債券については一部を満期保有目的で、トレーディング業務では売買目的で保有し、株式については純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

債券及び借入金は、一定の環境の下で当金庫グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引や通貨スワップ取引等があります。当金庫グループでは、これらを利用して、債券、借入金、外貨建ての貸出金に関わる金利の変動リスクや為替の変動リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の残高を比較する等により、ヘッジの有効性を確認しております。

このほか、トレーディング業務では、取引先の金利や為替の変動リスクをヘッジするニーズに応える目的や、金利や為替の変動による短期的な収益獲得を目的として、金利スワップ取引や通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引等を行っております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、信用格付、与信許容限度、個別案件毎の与信審査、担保・保証等の与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、大口与信先への対応については、定期的に経営陣による投融资会議等を開催し、付議しております。さらに、リスク管理の実効性を確保するため、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しても、信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用格付、与信許容限度による管理体制を整備し運営しております。対市場取引については、統合リスク管理部による外部格付のモニタリングや市場取引部署による信用情報等の収集等に基づき、定期的に管理しております。

## ② 市場リスクの管理

### (i) 金利リスクの管理

当金庫グループでは、バンキング業務、トレーディング業務毎に複数のカテゴリーに区分した上で、経営会議やALM会議が設定した10bpv（金利の10ベース・ポイント（0.10%）の上昇が時価に与える影響額）やバリュー・アット・リスク（VaR）の限度額に基づき金利の変動リスクを管理しております。「市場関連リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利リスクの状況を把握し、評価損益や10bpv、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当取締役、月次で代表取締役並びにALM会議に報告しております。なお、ALM会議等の決定により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

### (ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、日次の総合持高管理により為替持高の一定範囲内への抑制を行っております。

### (iii) 価格変動リスクの管理

株式については、純投資目的と政策投資目的で運用方針を区分し、以下のとおり管理をしております。

純投資株式については、経営会議やALM会議が設定した保有残高やVaRの限度額に基づき価格変動リスクを管理するとともに、格付のモニタリングによる業況把握も行っております。

政策投資株式については、取締役会が年度間総合計画において、保有残高の限度額を決定しております。政策投資株式のうち上場株式についてもVaRの限度額を設けて価格変動リスクを管理するとともに、株価推移管理による業況確認や、未公開株式も含めた保有方針の見直しを行っております。

具体的なリスク管理方法や手続等の詳細については「市場関連リスク管理規程」等に明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において純投資株式や政策投資株式の残高や評価損益、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当取締役、月次で代表取締役並びにALM会議に報告しております。

### (iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

### (v) 市場リスクに係る定量的情報

#### (ア) トレーディング目的の金融商品

当金庫グループでは、「特定取引資産」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうちトレーディング目的として保有している金融商品に関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

平成24年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で179百万円であります。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。平成23年度のトレーディング業務に関して実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

#### (イ) トレーディング目的以外の金融商品

トレーディング目的以外で保有している主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券と株式、満期保有目的の債券に分類される債券、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引と通貨スワップ取引であります。これらの金融商品に関するV a Rの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間1ヵ月～1年、信頼区間99%、観測期間1年)を採用しております。

平成24年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング目的以外の業務の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で10,646百万円となっております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫グループでは、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産及び金融負債について、10bpvを金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成24年3月31日現在、指標となる金利が10ベース・ポイント上昇したものと想定した場合には、金融商品の時価が6,521百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利に10ベース・ポイントを超える変動が生じた場合等には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループでは、運用と調達の年度間純増減計画を決定した上で、年度間及び月次で資金計画を作成して資金ポジションを把握しております。資金調達手段は、長期安定資金となる債券を中心とすることにより流動性リスクを抑制するとともに、預金による調達を行っております。また、短期市場での調達も行っている他、無担保での調達が困難な状況に備えて、有担保調達が可能なように担保差入可能な債券を保有しております。

流動性リスクを抑制するための流動性リスク管理計数をALM会議において設定し、その遵守状況は統合リスク管理部において把握し、日次で担当取締役、四半期毎に代表取締役並びにALM会議に報告しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注 2)参照)。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 特定取引資産			
売買目的有価証券	2,167	2,167	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	292,697	298,776	6,079
その他有価証券	1,998,710	1,998,710	—
(3) 貸出金	9,609,436		
貸倒引当金 (* 1)	△220,252		
	9,389,183	9,469,614	80,431
資産計	11,682,758	11,769,269	86,510
(1) 預金	3,825,828	3,826,768	939
(2) 譲渡性預金	37,120	37,145	25
(3) 債券	5,343,940	5,356,178	12,238
(4) 借入金	1,919,121	1,930,546	11,424
負債計	11,126,009	11,150,637	24,627
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	9,484	9,484	—
ヘッジ会計が適用されているもの	2	2	—
デリバティブ取引計	9,486	9,486	—

(\* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\* 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### (1) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

## (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

## (3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

### (3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

### (4) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨スワップ等)、その他(地震デリバティブ取引)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	8,524
② 組合出資金(*3)	307
合 計	8,832

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について147百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成24年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	61

2. 満期保有目的の債券（平成24年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	292,697	298,776	6,079
	小計	292,697	298,776	6,079
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		292,697	298,776	6,079

3. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	10,852	6,523	4,329
	債券	1,728,074	1,717,699	10,375
	国債	1,332,593	1,324,894	7,699
	地方債	127,018	126,469	549
	短期社債	29,999	29,999	0
	社債	238,462	236,335	2,127
	その他	6,753	6,368	384
	小計	1,745,680	1,730,591	15,089
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	2,320	2,966	△645
	債券	249,083	249,237	△154
	国債	164,882	164,908	△25
	地方債	—	—	—
	短期社債	62,994	62,995	△1
	社債	21,206	21,333	△127
	その他	15,779	15,781	△1
	小計	267,183	267,985	△801
合計		2,012,864	1,998,576	14,287

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	3,678	447	468
債券	349,964	2,059	36
国債	349,964	2,059	36
その他	16,213	135	7
合計	369,856	2,642	512

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、797百万円（うち、株式191百万円、社債605百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.60%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.83%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.45%となります。この税率変更により、繰延税金資産4,284百万円、繰延税金負債6百万円がそれぞれ減少し、その他有価証券評価差額金730百万円、法人税等調整額5,008百万円がそれぞれ増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 144円78銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの当期純利益金額 4円91銭